

～住宅宿泊事業法『民泊』が始まります～

従来からある旅館業法に基づく「旅館・ホテルや民宿など」とは別に、一般住宅（分譲マンションも含む）に料金を受けて、宿泊させる住宅宿泊事業いわゆる『民泊』を可能とする新たな法律：住宅宿泊事業法が平成30年6月15日に施行されます。（※県への事業開始の届出受付は、3月15日から始まります）

なお、民泊事業の実施により、生活環境の悪化が懸念される場合は、事業の実施制限が可能であることから、神奈川県では民泊事業の制限に関する条例案（※下記参照）を県議会に提出しているところですが、町においても町内における民泊が円滑に営業されるようにゴミ出し方法など細かなルールの整備を進めています。整備出来次第、町ホームページなどで公表していく予定です。

まずは、分譲マンションにおける民泊の営業に伴う問題の未然防止のため、国交省より“マンション管理規約を予め規定すべき”とのお知らせが発信されていますので、関係者においては早急に対応されることをお勧めします。

住宅宿泊事業法『民泊』に関するお問い合わせは、

神奈川県 小田原保健福祉事務所（環境衛生課） ☎0465-32-8000
箱根町 民泊関連相談窓口（観光課観光係） ☎0460-85-7410

【※民泊事業の制限に関する県条例案の概要】

足柄下郡箱根町における都市計画法による第一種低層住居専用地域のうち箱根都市計画特別用途地区建築条例による第一種観光地区（別荘地）において、繁忙期である3月、4月、5月、8月、10月、11月の期間について住宅宿泊事業を制限する。

【参照先】神奈川県ホームページ（平成30年第1回県議会定例会条例案等の概要）

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7298/>

「事務員として雇うならこれだけはマスターしておいて欲しい」と会社が思う項目を、事務員を育ててきたキャリアコンサ

事務職即戦力講座

申込・照会先 神奈川県西部地域若者サポートステーション
☎0465-32-4115

対象 15歳から39歳までの、発達障がいの方で、これから仕事を探そうと思っている方やその家族の方。

定員 講演40名個別相談6組（一組30分以内）

日時 3月19日(月) 講演13時30分～15時30分、個別相談15時30分～16時30分

会場 小田原合同庁舎3D会議室

照会先 神奈川県西部地域若者サポートステーション
☎0465-32-4115

対象 15歳から39歳までの、これから仕事を探そうと思っている方

日時 3月19日(月)～20日(火) 10時～16時

会場 小田原合同庁舎3H会議室



- 3月1日(木)～3月7日(水)は、子どもも予防接種週間です！
- 4月の入園や入学に備え、この機会に母子健康手帳で予防接種の実施状況を確認してください。まだ接種していない予防接種がある場合は、早めに接種を済ませ、病気を未然に防ぎましょう。
- 予防接種を希望する場合は、医療機関への事前の申し込みが必要ですよ。
- 予防接種名・対象年齢
- B型肝炎 生後0～12か月未満
- BCG 生後0～12か月未満
- 四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ) 生後3～90か月未満
- 不活化ポリオ 生後3～90か月未満
- 二種混合(ジフテリア・破傷風) 11～13歳未満(接種標準年齢は小学6年生)
- 麻疹風しん(混合) 1期 1～2歳未満
- 2期 小学校就学前の1年間
- 日本脳炎 1期初回 生後6～90か月(接種標準年齢は3歳)
- 1期追加 生後6～90か月(接種標準年齢は4歳)



- 2期 9～13歳未満(接種標準年齢は小学4年生)
- ※日本脳炎の特例対象
- ・平成7年4月2日～19年4月1日生まれの方が、20歳になるまでの間
- ・平成19年4月2日～21年10月1日生まれの方が、9歳～13歳未満に限り、定期接種1期の不足回数分の
- 水痘(水ぼうそう) 1～3歳未満
- ヒブ(インフルエンザ菌b型) 生後2～60か月の間
- 小児用肺炎球菌 生後2～60か月の間
- 子宮頸がん 小学6年生～高校1年生相当の女子
- ※子宮頸がんは、平成25年6月14日から、積極的な接種の呼びかけを控えています。

照会先 さくら館 ☎85-0800

平成29年中の町内の交通事故および犯罪の発生状況

交通事故発生状況

平成29年中の町内の交通事故は、発生件数は増加し、負傷者数は減少しています。11月には交通事故で1名の尊い命が失われました。

自動車や二輪車を運転する方は、自分の運転技術を過信せず、歩行者を見かけたら、『思いやり運転』を心がけましょう。また、走行中に人や動物が突然飛び出してくることもありますので、スピードの出し過ぎには注意しましょう。

歩行者は、歩き慣れた道であっても、まわりの安全確認を行い、また、夜間外出する時には反射材を身に付けるなど『自分を守る術』を実践しましょう。

一人ひとりが、交通ルールを守り交通事故を未然に防ぎましょう。

犯罪発生状況

町内での犯罪は、器物損壊が一番多く、次に車上ねらいや職場ねらいが発生しました。

器物損壊の被害で特に多かったのは、「駐車中の車を傷付けられた」ものでした。

器物損壊、車上ねらいや職場ねらいの被害に遭わないためには、少しの間だからといって車や職場の席を離れる場合でも、周りから見える場所に荷物を置かないよう心がけましょう。また、警報機を備え付けるなどして、自衛手段を講じましょう。

最近の振り込め詐欺に注意を！

全国的に、振り込め詐欺の被害が発生しています。町内では、被害に遭った方はいませんが、前兆電話は多く掛かってきています。

最近の手口としては、警察官・金融庁・銀行協会・金融機関を名乗る犯人が、電話でキャッシュカードの暗証番号を聞くことやカードを受け取りに来るなどの『オレオレ詐欺』や『還付金詐欺』が多く発生しています。

公的機関の職員が暗証番号やカードの受け取りに来ることは絶対にありません。

また、日本著作権協会や民事訴訟管理センターなどの機関を装って各世帯に架空請求ハガキが郵送されることも増えています。

不審な電話やハガキが届いた場合は警察へ相談してください。

「振り込め詐欺」は、他人事ではありません。自分たちにも起こりうるという意識を持ち注意しましょう。

交通事故発生状況

町内	発生件数	死者	負傷者
平成29年	117	1	155
昨 年 比	+1	-1	-11

小田原警察署管内

	発生件数	死者	負傷者
平成29年	948	6	1,152
昨 年 比	-2	-2	-35

犯罪発生状況

町内	発生件数	小田原警察署管内	発生件数
平成29年	113	平成29年	1,748
昨 年 比	+33	昨 年 比	+87

振り込め詐欺発生状況

県内	発生件数	被害金額
平成29年	2,314	約53億4千万円
昨 年 比	+1,028	+約10億5千万円

小田原警察署管内	発生件数	被害金額
平成29年	67	約2億2千万円
昨 年 比	+40	+約3百万円

照会先 総務防災課 ☎85-7160